

キズキアイとっとり県民共同宣言賛同団体・ キズキアイとっとりアクションプラン団体を 登録します！

資料 3

誰もが働きやすく暮らしやすい社会の実現のため、固定的な性別役割分担意識や性別によるアンコンシャス・バイアス(無意識のうちに生じている思い込み)等の弊害の解消に向けて、キズキアイとっとり県民共同宣言に賛同する団体、個別に目標や取組等を掲げた宣言(アクションプラン)を作成した団体を登録します。



- ・登録団体の名称等を県のホームページに掲載します。
- ・登録団体は、アンコンシャス・バイアスの弊害解消に係る取組に対する県の各種支援制度(活動支援補助金、目標達成補助金、ファシリテーター派遣)の対象となります。

○キズキアイとっとり県民共同宣言

「性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害の解消に向けた県民運動立ち上げ式」(令和8年5月14日開催)において採択された宣言をいう。

【団体登録の流れ】

- ・共同宣言に賛同し、登録を希望する団体等は、キズキアイとっとり県民共同宣言賛同登録申請書(様式第1号)を鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課に提出する。
- ・県は、登録申請書に不備がないことを確認したときは、「キズキアイとっとり県民共同宣言賛同団体」として登録し、県のホームページに掲載する。

○キズキアイとっとりアクションプラン

アンコンシャス・バイアス等の弊害の解消に向けて、団体等が個別に作成した、目標や取組等を掲げた宣言をいう。

【団体登録の流れ】

- ・アクションプランを作成し、登録を希望する団体等はキズキアイとっとりアクションプラン団体登録申請書(様式第2号)を県民運動課に提出する。
- ・県は、登録申請書の内容を認めたときは、キズキアイとっとりアクションプラン団体として登録し、アクションプランとともに、県のホームページに掲載する。

※団体等は、作成したアクションプランを自らのウェブサイト掲載や施設内への掲示等により周知に努める。

鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課

お問合せ先 〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心内
電話 0858-22-6698 ☒ kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

〇キズキアイとっとり県民共同宣言²

キズキアイとっとり県民共同宣言

～気づき合い、築き合う。アンコンシャス・バイアスを克服し、みんなが暮らしやすい鳥取へ。～

急速に変化する社会情勢のなか、性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野で一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が緊急の課題となっています。

一方、社会には固定的な性別役割分担意識や無意識のうちに生じている性別による思い込み（アンコンシャス・バイアス）が未だ根強く残り、その実現の障壁となっています。

私たちは、性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害を解消する県民運動を推進し、職場、地域、家庭へと男女協働の輪を広げ、共に認めあい、互いに支えあい、若者・女性も働きやすく暮らしやすい、誰もが活躍できる元気な鳥取県を目指して、以下の事項に取り組むことを宣言します。

- 一 一人ひとりが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくりと意欲向上に繋がる取組を実践します。
- 一 多様なライフスタイル、ライフイベントが実現できる働き方改革を推進します。
- 一 活き活きと伸び伸びと暮らせるワークライフバランスを実現します。

令和 8 年 5 月 1 4 日
キズキアイとっとり県民会議

〇キズキアイとっとりアクションプラン(宣言)

各団体等において、アンコンシャス・バイアス等の弊害の解消に向けた、目標や取組等を掲げた宣言を作成するもの。
(宣言文、目標、取組・行動計画等を記載)

【登録団体に対する支援制度】

支援制度	対象	事業内容	補助率等
鳥取県性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害の解消に向けた活動支援補助金	「キズキアイとっとり県民共同宣言賛同団体」又は「キズキアイとっとりアクションプラン団体」として登録された団体のうち、県内の業界団体、経済団体、組合、法人等(営利を目的とする法人及び団体並びに地方公共団体を除く)の団体	男女共同参画社会の実現に向けた性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害や固定的性別役割分担意識の解消に資する事業 【補助対象事業(例)】 ・セミナーやワークショップ等の開催 ・先進地視察 等	10／10 (限度額100千円)
鳥取県男女共同参画推進に係る目標達成企業等支援補助金	「キズキアイとっとりアクションプラン団体」として登録を行い、本補助金の実施要領に定める目標項目を2つ以上達成した企業等	企業等の従業員の健康、自己啓発、レクリエーションなど福利厚生に資する事業 【補助対象事業(例)】 ・健康機器購入、健康診断費用、スポーツジム利用料等 ・社員等の自己啓発の推進(資格取得、アンコンシャス・バイアスのセミナー開催等) ・レクリエーション(施設割引、社内旅行等)など働きやすさに係る福利厚生費用 等	10／10 (限度額100千円)
キズキアイとっとりファシリテーター派遣事業	「キズキアイとっとり県民共同宣言賛同団体」又は「キズキアイとっとりアクションプラン団体」として登録された団体のうち、営利を目的とする法人及び団体並びに地方公共団体を除く団体	派遣対象団体が開催する性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害の解消に資する研修やワークショップ又は派遣対象団体における課題の把握と抽出及び改善策の検討と実践のサポートなどの伴走支援	ファシリテーターへの謝金及び旅費を県が負担

性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害の解消に向けた活動支援補助金

※アンコンシャス・バイアスとは無意識の思い込みのことです。

思い込みをなくして、一人ひとりが活躍できる
社会づくりへ



性別による無意識の思い込みや固定的な性別役割分担意識による弊害を解消し、誰もが働きやすく暮らしやすい社会を目指す団体の取組を応援する補助金です。

補助事業

男女共同参画社会の実現に向けた性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害や固定的性別役割分担意識の解消に資する事業

【補助対象事業(例)】

- ・セミナーやワークショップ等の開催
- ・先進地視察
- ・その他性別による無意識の思い込みや固定的性別役割分担意識による弊害の解消等に資すると県が認める事業 等

事業実施主体

次の要件をすべて満たす、県内の業界団体、経済団体、組合、法人等(営利を目的とする法人及び団体並びに地方公共団体を除く)の団体とする。なお、法人格の有無は問わない。

ただし、同一団体等による本事業の実施は、同一年度に1回限りとする。

- (1) キズキアイとっとり県民共同宣言等に係る団体登録要綱(令和8年5月14日付第202600030451号鳥取県男女協働未来創造本部長通知。)により、「キズキアイとっとり県民共同宣言賛同団体」又は「キズキアイとっとりアクションプラン団体」として登録された団体であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的とした事業でないこと。
- (3) 同一事業で他機関等の補助・助成又は委託を受けていないこと。
- (4) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統治下でないこと。

補助対象経費

補助事業を実施するために必要と県が認める経費(講師謝金・旅費、会場・バス等借上料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、託児費 等)。

なお、団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、団体等構成員に対する個人給付的な経費、食糧費(講師の昼食代、意見交換の際のお茶菓子等は除く)等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。

交付申請額に補助事業以外の目的に要する経費が含まれる場合は、相当額を除くこととする。

補助率

10/10
(限度額100千円)

予算に限りがありますので、原則申込み先着順に交付決定します。

申請期限は補助事業実施年度の2月15日です。当該事業を行う20日前までに交付申請を行ってください。



お問い合わせ

鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課

〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心内

電話 0858-22-6698 ☒ kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

鳥取県男女共同参画推進に係る 目標達成企業等支援補助金

男女共同参画推進に係る目標項目を達成した企業等に対し、福利厚生等に係る経費を支援します。

<申請手続きの流れ>

- ①目標達成実施計画書(様式第1号)を鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課までご提出ください。
- ②その後、目標項目を2つ以上達成された場合、補助事業を実施する20日前までに交付申請を行ってください。(申請期限:補助事業実施年度の2月末日まで)



補助事業

企業等の従業員の健康、自己啓発、レクリエーションなど福利厚生に資する事業
※ただし、同一団体等による本事業の実施は、1回限りとする。

【事業例】

- ・健康機器購入、健康診断費用、スポーツジム利用料等
- ・社員等の自己啓発の推進(資格取得、アンコンシャス・バイアスのセミナー開催等)
- ・レクリエーション(施設割引、社内旅行等)など働きやすさに係る福利厚生費用 等

事業実施 主体

キズキアイとっとり県民共同宣言等に係る団体登録要綱により、「キズキアイとっとりアクションプラン団体」として登録を行い、下記の目標項目を2つ以上達成した企業等
※ただし、同一事業で他機関等の補助・助成又は委託を受けていないこと。

目標項目

※2つ以上の達成が必要

- (1)鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受ける。
- (2)鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業に登録される。
- (3)男女間賃金差異及び女性管理職(課長級以上)比率を公表する(従業員数100人以下の企業等に限る)。
- (4)イクボス・ファミボス宣言優良企業表彰を受ける。
- (5)当年1月1日から12月31日の期間における職員等の年次有給休暇取得率を70%以上とする(前年同期に70%未到達の場合に限る)。
- (6)男性の職員等に前年10月1日から当年9月30日の間に、1カ月以上の育児休暇を取得させる。
- (7)管理的職業従事者(係長級以上)に占める女性割合を前年度に比べ、5%以上増加させる(従業員数10人以上の企業等)。
- (8)多様な働き方の制度(短時間正社員制度、フレックス制、在宅勤務等)を導入し、就業規則等に新たに明記する。
- (9)県が指定するアンコンシャス・バイアスに関する研修等を、経営者層1名以上が受講する。
- (10)働きやすさの向上等、男女共同参画推進のモデル事例となりうる取組を実践する(男女協働未来創造本部長が認めるものに限る)。

補助対象 経費

補助事業を実施するために必要と県が認める経費(企業等の運営に係る経常的な経費、人件費等は対象外)

補助率

10/10
(限度額100千円)

お問合せ先

鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課
〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心内
電話 0858-22-6698 ✉ kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

性別によるアンコンシャス・バイアスの解消を推進する団体に

派遣費用
無料

ファシリテーターを 派遣します！

※「アンコンシャス・バイアス」とは、無意識の思い込みのことです。

〔派遣事例〕

- ・〇〇組合が開催するセミナーで、講義とワークショップを通じて参加者の気づきや学び、理解を促進します。
- ・□□自治会の学習会や話し合いの場で、中立的な立場から議論が活発に行われるようサポートします。

派遣の対象となる団体

性別によるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた県民運動に係る共同宣言「キズキアイとっとり県民共同宣言」に賛同する「キズキアイとっとり県民共同宣言賛同団体」又は「キズキアイとっとりアクションプラン団体」として登録された団体（営利を目的とする法人及び団体は含みません。）。

派遣の対象となる事業

派遣対象団体が開催する性別によるアンコンシャス・バイアスの解消に資する研修やワークショップ又は、派遣対象団体における課題の把握と抽出及び改善策の検討と実践のサポートなどの伴走支援であって、次の各号に掲げる全ての事項に該当するものになります。

- （１）鳥取県内で実施されるものであること。
- （２）団体の構成員等を対象に実施するものであること。
- （３）参加者数が概ね１０人以上のものであること。
- （４）研修やワークショップの場合は１時間以上であること。
- （５）政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。
- （６）行政や他の団体等からの補助・委託を受けていない事業であること。



【問合せ先】鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課

〒682-0816 倉吉市駄経寺町 2 1 2 - 5

（電話）0858-22-6698 （ファクシミリ）0858-23-3989

（Eメール）kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

鳥取県自治会等への 男女共同参画促進奨励金

地域の中で、女性の意見や様々な視点をもっと活かしてみませんか。
地域における男女共同参画の取組を応援するため、女性役員の増加などを進める自治会等に奨励金を支給します。



自治会等とは	町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(名称の例:自治会、町内会、町会、区会、区 等)。
役員とは	自治会等における総会等において選出され、自治会等の運営、意思決定等に参画する者。
支給の要件	申請時に、以下(1)～(4)のいずれにも該当する自治会等に、予算の範囲内で奨励金を支給します。 (1)自治会等の規約等において、役員への女性の登用が規定されていること。 (2)自治会等の会長に相当する役職に女性が就任していること。 (3)上記(1)、(2)のいずれか又は両方を申請期間中に新たに実施していること。 (4)これまでにこの奨励金の支給を受けていないこと。
支給限度額	1団体あたり30,000円
申請方法	鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給申請書(様式第1号)に以下(1)～(3)の書類を添えて、鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課に提出してください。 (1)申請時における規約の写し (2)自治会等の会長に相当する役職に女性が就任していることを証する書類 (3)前各号のほか、県民運動課長が必要と認める書類
申請期間	当該年度の4月1日から翌年3月10日まで。 ただし、3月1日から3月31日までの間に支給の要件を満たした場合は、翌年度の5月31日までに申請を行うことができる。

※申請者が不実の記載をした場合は、奨励金を支給しないものとします。

お問い合わせ

鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課
〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心内
電話 0858-22-6698 kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

男女共同参画に取り組む 自治会等支援事業補助金

自治会の女性役員の増加に
取り組み、誰もが暮らしやすい
地域づくりに向けた宣言を行う
団体を応援します！



地域での男女共同参画、
多様な担い手が活躍できる環境づくりを目指して

補助事業	地域(自治会等)での男女共同参画の推進、多様な担い手が活躍できる環境づくりのため、自治会の女性役員の増加に資する事業。 【補助対象事業(例)】 ・女性役員等の就任や活動が盛んな地域の視察 ・女性も参画しやすい自治会の環境や気運づくりに関するセミナーやワークショップ等の開催 ・女性役員増加に取り組む県内の自治会同士の情報交換会の開催 等
事業実施主体	次の要件をすべて満たす、県内の自治会(町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体)、自治会連合会、まちづくり協議会、男女共同参画推進団体 等 (1)性別による無意識の思い込みや固定的役割分担意識による弊害の解消、地域での男女共同参画の推進等により、 <u>誰もが暮らしやすい地域づくりに向けた宣言</u> を行い、取り組みを進める団体であること。(裏面に宣言文の例があります。) (2)同一事業で他機関等の補助・助成又は委託を受けていないこと。
補助対象経費	補助事業を実施するために必要と県が認める経費 【必要経費の例】 ・講師への報酬 ・視察先への交通費、バス等借上料 ・研修会場使用料 ・コピー用紙・筆記用具、コピー代、郵便料金等 ・託児費 ・講師の昼食代、意見交換の際のお茶菓子等 ■団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、団体等構成員に対する個人給付的な経費、飲食費(上記の必要な経費を除く)等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としません。 ■本補助金対象事業以外の目的の経費が含まれる場合は、交付申請額から相当額を除算します。
補助率	10/10(限度額100千円)

※予算に限りがありますので、原則申込み先着順に交付決定します。
※令和9年3月15日までに完了を報告いただける事業が対象になります。



詳しくはとりネットのこちらのページをご覧ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/324989.htm>

《お問い合わせ先》 鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課
〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースバック未来中心内
電話 0858-23-3977 ファクシミリ 0858-23-3989
電子メール kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp



(宣言文の例)

誰もが暮らしやすい地域づくりに向けた男女協働未来宣言

わたくしたちは、

- 性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害を解消し、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます。
- 地域での男女共同参画の推進と、多様な担い手が活躍できる環境づくりのため、自治会役員への女性の就任と増加を目指します。

年 月 日

〇〇〇自治会